

別紙1 新田駅東口地区

景観形成基準配慮事項説明書(分譲住宅以外)

項目		景観形成基準	配慮事項の説明
建築物 意匠	形態 ・ 意匠	まちなみとしての統一感のある形態や意匠に配慮します。	
		にぎわいや魅力を感じさせるよう、建築物低層部の形態や意匠に配慮します。	
		間口の大きな建築物は、デザインや色彩によって分節化し、単調さや圧迫感を軽減するよう配慮します。	
		5階建て以上の建築物は、通りへの圧迫感、まちなみの連続性に配慮し、低層部と中高層部のデザインに変化を付け、壁面の位置については、高層部を低層部よりも後退させるよう配慮します。	
		新田停車場線と駅前広場の角地に建つ建築物は、玄関口にふさわしい街角を印象付けるよう配慮します。	
		建築物の通りに面する開口部はできるだけ大きく確保し、開放的な意匠になるよう配慮します。	
		建築物の外壁の1階と2階の間に木のフレームを設置するよう配慮します。	
		外壁の木のフレームの下部にはオーニング(日除け)を設置し、外観にアクセントを付け、にぎわいやもてなしの演出をするように配慮します。	
	屋根	まちなみとしての連続性のある形態や意匠に配慮します。	
	屋外階段	建築物本体と調和するよう形態や意匠に配慮します。	
ベランダ	共同住宅については、洗濯物やエアコンの室外機が通りから直接見えにくい構造や意匠となるよう配慮します。		
建築設備	配管やダクト等は、外壁面に露出させないように配慮します。また、露出させる場合は、目立たないものとなるよう、色彩等に配慮します。		

項目		景観形成基準	配慮事項の説明
建築物	形態・意匠	建築設備	屋上設備は、設置位置や壁面・ルーバーなどの囲いによって、外部から直接見えにくくなるように配慮します。
		色彩	風土と調和した色彩を使用するように配慮します。企業の CI カラーについても、風土と調和した色彩に調節するように配慮します。
			色彩を組み合わせる場合やアクセントカラーなどを使用する場合には、色相同士の調和や使用する色彩の量のバランスに配慮します。
			建築物の中高層部分は低彩度とするように配慮します。
			屋根の色彩は、外壁と調和するように配慮します。
	配置	配	まちなみの連続性や通りとの一体性に配慮します。
		置	通りに面する建築物の壁面の位置は、通りから 1 m 以上後退させ、周囲の建築物に合わせるよう配慮します。
	その他	植栽	通りなどの公共空間に面する部分は、身近にみどりを感じることができ、開放的で明るい印象を与えるような緑化を行うように配慮します。
			小さなみどり、季節や風を感じる環境の整備に配慮します。
			敷地内にある既存の樹木はできるだけ保存するように配慮します。
			周囲の自然環境との調和を考慮し、在来種などを活かした植栽をするように配慮します。
	照明	点滅する光源や夜間の派手な照明は避けるように配慮します。	
		暖色系の暖かみのある照明を用いるよう配慮します。	
		建築物やショーウィンドウのライトアップ、足元を照らす屋外照明の設置に配慮します。	
堀・柵・擁壁等	圧迫感のある閉鎖的な堀・柵・擁壁を避けるように配慮します。また囲いをする場合には、植樹による囲いを行うように配慮します。		

項目		景観形成基準	配慮事項の説明	
建築物	その他	附属設備	駐輪場、ごみ置き場は建築物本体と調和するような形態や意匠、色彩とするように配慮します。	
		附属設備	駐車場の舗装は、素材を工夫したり、部分的に地被植物による緑化をすることにより景観に配慮します。	
		附属設備	駐車場は、建築物の中に取り込むか、植栽などでまちなみに配慮します。	
	その他	屋外広告物	建築物本体と調和するような形態や意匠、色彩とするように配慮します。	
		屋外広告物	設置個数、規模が過度・過大にならず、色彩も高彩度のものとならないように配慮します。	
		屋外広告物	点滅する広告物やネオン管を露出する広告物は設置しないよう配慮します。	
		屋外広告物	商店には、店舗の個性を活かした吊り下げ看板を設置するように配慮します。	
		屋外広告物	通りに面して、人を招き入れ、まちに回遊性を生み出すための空間である「もてなしのニワ」を設けるように配慮します。	
	その他	店先のしつらえ	エントランスや外構のしつらえは、歩道と調和したデザインとするように配慮します。	
		店先のしつらえ	店舗の入口はバリアフリー化に配慮します。	
		自動販売機	まちなみに配慮した設置場所やデザインになるよう配慮します。	
	建築物	形態・色彩	形態・色彩	風土と調和した色彩を使用するように配慮します。また、建築物本体と調和するように配慮します。
			形態・色彩	色彩を組み合わせる場合やアクセントカラーなどを使用する場合には、色相同士の調和や使用する色彩の量のバランスに配慮します。
		意匠	意匠	点滅する光源の設置は避けるように配慮します。
意匠			外周部は緑化する等の修景を行うように配慮します。	

項目		景観形成基準	配慮事項の説明
土地利用の変更	遮蔽	遮蔽	外周部は、まちなみと調和した材料、色彩による塀・柵等の囲いを設置するよう配慮します。同一の開発区域内では、調和した形態や意匠となるように配慮します。
	形態・意匠	囲いの色	風土と調和した色彩を使用するよう配慮します。
		色彩	色彩を組み合わせる場合やアクセントカラーなどを使用する場合には、色相同士の調和や使用する色彩の量のバランスに配慮します。
	その他	植栽	通りなどの公共空間に面する部分は、積極的に緑化するよう配慮します。
堆積		資材、廃棄物、残土等は、人の目線より低く整然と堆積するよう配慮します。	